

表15 時間外勤務の状況(上限超えの職員数)

○自律部署

(単位:人)

区分	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2~6月平均	④規定時間数の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに 該当
県内 市町村	15,425	2,404	993	10	0	6	2,542
全国 市区町村 (指定都市除く)	383,273	70,305	26,390	3,304	6,003	241	75,545

- (注) 1 自律部署とは、労働基準法第33条第3項に基づき、時間外勤務を行っている部署で、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署以外の部署」に相当する部署をいう(なお、部署には業務、係、個人等を単位で指定されている場合を含む。)  
 2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で自律部署に所属する職員数をいう。  
 3 「①単月」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号イ(1)「一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間」に相当するものをいう。  
 4 「②年間」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号イ(2)「一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間」に相当するものをいう。  
 5 「③2~6月平均」とは、自律部署において、自治体独自に人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ハ「一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間」に相当する規定を設けている場合をいう。  
 6 「④規定時間数の超過回数」とは、自律部署において、自治体独自に人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ニ「一年のうち一箇月において四十五時間を超過する月数について六箇月」に相当する規定を設けている場合をいう。  
 7 「⑤その他」には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ロに相当する場合をいい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう。  
 8 「⑥いずれかに該当」とは、①~⑤のいずれかに該当する場合をいう。

○他律部署

(単位:人)

区分	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2~6月平均	④規定時間数の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに 該当
県内 市町村	3,524	353	147	295	208	0	588
全国 市区町村 (指定都市除く)	71,115	6,240	2,216	4,922	4,375	0	10,118

- (注) 1 他律部署とは、労働基準法第33条第3項に基づき、時間外勤務を行っている部署で、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号「他律的業務(業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。)の比重が高い部署」に相当する部署をいう(なお、部署には業務、係、個人等を単位で指定されている場合を含む。)  
 2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で他律部署に所属する職員数をいう。  
 3 「①単月」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号イ「一箇月において超過勤務を命ずる時間について百時間未満」に相当するものをいう。  
 4 「②年間」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第2号ロ「一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間」に相当するものをいう。  
 5 「③2~6月平均」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ハ「一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間」に相当する場合をいう。  
 6 「④規定時間数の超過回数」とは、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ニ「一年のうち一箇月において四十五時間を超過する月数について六箇月」に相当する場合をいう。  
 7 「⑤その他」には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ロに相当する場合をいい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう(他律部署の場合は非該当)。  
 8 「⑥いずれかに該当」とは、①~⑤のいずれかに該当する場合をいう。

○36協定部署

(単位:人)

区分	(参考) 4月職員数	①単月	②年間	③2~6月平均	④規定時間数の 超過回数	⑤その他	⑥いずれかに 該当
県内 市町村	9,168	406	184	19	9	0	440
全国 市区町村 (指定都市除く)	187,389	12,555	7,143	1,578	2,445	59	16,482

- (注) 1 36協定部署とは、労働基準法第36条に規定される、いわゆる36協定の締結に基づき時間外勤務を行っている部署等をいう。  
 2 「(参考)4月職員数」欄は、令和4年4月時点で36協定部署に所属する職員数をいう。  
 3 「①単月」とは、労働基準法第36条第4項「一箇月について四十五時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間)をいう。労働基準法第36条第5項の規定により、特例条項定めている場合には、「百時間未満」をいう。  
 4 「②年間」とは、労働基準法第36条第4項「一年について三百六十時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一年について三百二十時間)をいう。労働基準法第36条第5項の規定により、特例条項定めている場合には、「七百二十時間未満」をいう。  
 5 「③2~6月平均」とは、対象期間の初日から一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び五箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間について「八十時間」をいう。  
 6 「④規定時間数の超過回数」とは、労働基準法第36条第5項により特例条項を定めている場合の「一箇月について四十五時間(第三十二条の四第一項第二号の対象期間として三箇月を超える期間を定めて同条の規定により労働させる場合にあつては、一箇月について四十二時間)を超えることができる月数」をいう。  
 7 「⑤その他」には、人事院規則15-14第16条の2の2第1項第1号ロに相当する場合をいい、1年の途中で他律的業務の比重が高い部署からそれ以外の部署に異動するなど、月45時間又は年360時間以外の上限が適用され、当該上限を超えた場合をいう。  
 8 「⑥いずれかに該当」とは、①~⑤のいずれかに該当する場合をいう。